

Hi

オンラインセミナー『「ローストビーフ」事件 ～特殊パラメータ特許をめぐる紛争』.docx
ドキュメント

ステップバイステップで要約作成してください。

ChatGPT

オンラインセミナー『「ローストビーフ」事件 ～特殊パラメータ特許をめぐる紛争』要約
セミナー概要

- 日時：2024年7月24日(水)
- 講師：坂本国際特許商標事務所 弁理士 生塩智邦
- テーマ：「ローストビーフ」事件 ～特殊パラメータ特許をめぐる紛争

主な内容

1. 事件の概要

- **特許内容**：ローストビーフの製造方法に関する特許。
- **紛争経緯**：特許権者と被告との間での侵害訴訟、無効審判、損害賠償請求が行われた。
- **争点**：侵害論（充足論と無効論）、損害論（102条2項の推定覆滅理由）。

2. 特許技術の内容

- **特定加熱食肉製品**の製造方法として、特定の加熱、酸素化、密封工程を含む。
- **工程詳細**：
 1. ローストビーフをスライス。
 2. 還元型ミオグロビンをおキシミオグロビンに酸素化。
 3. ガスバリア性を有する包材に密封。

3. 紛争の詳細

- **特許権者**：独占的通常実権者スターゼンが原告となり、被告滝沢ハムに対して提訴。
- **無効審判**：請求項1と2が無効、請求項3から5が特許有効と判断された。
- **地裁・高裁の判決**：地裁では原告が全面敗訴、高裁では一部勝訴し差し止めが認められた。

4. 技術的特徴と侵害論

- **充足論**：被告製品が特許技術の特定工程を充足するかどうか争点。
- **無効論**：特許技術が進歩性を有するかどうか争点。

5. 損害論

- **102条2項の推定**：被告の利益額を基に損害額を推定し、最終的には5億1300万円から3380万円に減額。

6. まとめ

- **特許の有効性**：除くクレームによる特許有効性の維持。
- **企業の研究開発**：実施者が意図しない工程でも特許侵害となり得ることの重要性。
- **損害賠償**：市場競合品や営業努力の影響を考慮した損害賠償額の決定。

詳細な要約

1. 事件の概要

- **特許内容**：ローストビーフの製造方法に関する特許が紛争の中心。

- **紛争経緯**：侵害訴訟、無効審判、損害賠償請求が複数回行われ、最終的に最高裁まで争われた。
- **争点**：特許技術の充足性、無効理由、損害額の算定方法。

2. 特許技術の内容

- **特定加熱食肉製品の製造方法**：
 - ローストビーフをスライスし、還元型ミオグロビンをオキシミオグロビンに酸素化。
 - ガスバリア性を有する包材に密封し、特定のミオグロビン割合を維持する。

3. 紛争の詳細

- **特許権者**：スターゼンが原告、被告は滝沢ハム。
- **無効審判**：請求項 1 と 2 が無効、請求項 3 から 5 が特許有効と判断。
- **地裁・高裁の判決**：地裁で原告敗訴、高裁で一部勝訴。

4. 技術的特徴と侵害論

- **充足論**：被告製品が特許技術の特定工程を充足するかが争点。
- **無効論**：特許技術の進歩性が争点。

5. 損害論

- **102 条 2 項の推定**：損害額を被告の利益額から算定。
- **減額理由**：被告の利益の一部のみを損害額として認め、最終的に 3380 万円に減額。

6. まとめ

- **特許の有効性**：特許を維持するための除くクレームの有効性。
- **企業の研究開発**：特許侵害を避けるための工程管理の重要性。
- **損害賠償**：市場競合品や営業努力を考慮した損害賠償額の決定。

このように、「ローストビーフ」事件は特殊パラメータ特許に関する重要な判例として、多くの教訓を提供しています。

40

充足論：被告製品が特許技術の特定工程を充足するかが争点。についてくわしく。

ChatGPT

充足論の詳細：被告製品が特許技術の特定工程を充足するか

充足論とは？

充足論とは、特許侵害訴訟において、被告製品が特許請求項に記載された全ての要件を満たしているかどうかを判断する理論です。本件では、被告製品が特許技術の特定の工程を実施しているかどうか
が主な争点となりました。

特許技術の特定工程

「ローストビーフ」事件における特許技術は、以下のような特定の工程を含みます：

1. **スライス工程**：ローストビーフをスライスする。
2. **酸素化工程**：還元型ミオグロビンをオキシミオグロビンに酸素化する。
3. **密封工程**：ガスバリア性を有する包材に密封する。
4. **酸素濃度管理**：密封状態で酸素濃度が特定の条件を満たす。

地裁と高裁の判断

被告製品がこれらの工程を充足しているかどうかについて、地裁と高裁での判断が行われました。

1. スライス工程

- **地裁**：被告製品はローストビーフをスライスしているため、この工程を充足すると判断。
- **高裁**：地裁の判断を支持。

2. 酸素化工程

- **地裁**：被告製品がスライス後、還元型ミオグロビンをオキシミオグロビンに酸素化する工程については、特許明細書に記載されたように特別な操作を必要とせず、単に空気に触れさせるだけで足りると認定。
- **高裁**：地裁の判断を一部補正し、酸素化が十分に行われていない場合（例えば、空気に触れる時間がごく短い場合）は充足しないと判断。ただし、一般的な酸素化工程は充足すると認定。

3. 密封工程

- **地裁**：被告製品が鉄系および非鉄系の脱酸素材を併用し、ガスバリア性を有する包材に密封しているため、この工程を充足すると判断。
- **高裁**：地裁の判断を支持し、被告製品が販売後に酸素濃度が特定の条件を満たすことをもって充足すると認定。

4. 酸素濃度管理

- **地裁**：被告製品が販売先への納品後、酸素濃度が0.1%以下になることを確認し、特許請求範囲の条件を満たしていると判断。
- **高裁**：被告製品が販売後の消費者の手に渡った段階で酸素濃度が条件を満たしていれば、充足すると判断。

結論

被告製品は、特許技術の全ての特定工程を満たしていると認定され、侵害が認められました。特に、酸素化工程と密封工程については、特許技術の重要な特徴が含まれており、これらの工程を被告製品が実施していることが確認されたため、充足論が成立しました。

4o

無効論：特許技術の進歩性が争点。をくわしく。

ChatGPT

無効論の詳細：特許技術の進歩性が争点

無効論とは？

無効論とは、特許が特許要件を満たしていないとして、その無効を主張する理論です。本件では、特に進歩性が争点となりました。進歩性とは、当該技術が当業者にとって容易に考えつくことができない程度の高度なものであることを指します。

特許技術の進歩性に関する主張

本件の特許技術における進歩性の有無について、特許庁および裁判所で以下の点が争われました。

特許請求項の内容

特許技術は以下のような特定の工程を含んでいます：

1. **スライス工程**：ローストビーフをスライスする。
2. **酸素化工程**：還元型ミオグロビンをオキシミオグロビンに酸素化する。
3. **密封工程**：ガスバリア性を有する包材に密封する。

4. **酸素濃度管理**：密封状態で酸素濃度が特定の条件を満たす。

無効審判の主張点

1. **酸素化工程**

- **特許庁の判断**：スライスされたローストビーフを酸素化する工程は、特に新規性や進歩性があるとは言えないと判断。スライスされた肉を空気にさらすことでオキシミオグロビンに変化することは一般的な知識であり、この工程に技術的特徴は認められないとした。

2. **脱酸素材の特定**

- **特許庁の判断**：脱酸素材が鉄系であることが特定されていない点についても、既存技術から容易に想到できるものであり、特に新規性や進歩性があるとは言えないと判断。

3. **パラメーター特許**

- **特許庁の判断**：ミオグロビンの割合（オキシミオグロビン、メトミオグロビン、還元型ミオグロビン）を特定する点についても、特定のパラメーターを設定することは、当業者にとって容易に考えつくことができるとした。

裁判所の判断

1. **地裁**

- **判断**：地裁は特許庁の判断を支持し、特許請求項 1 については進歩性が認められないとした。

2. **高裁**

- **判断**：高裁も地裁と同様に、特許請求項 1 についての進歩性を否定。しかし、特許権者が訂正請求を行い、特定の工程を追加することで進歩性が認められた請求項 5 については、特許有効と判断した。

訂正請求と進歩性

- **訂正請求**：特許権者は無効審判の過程で、特許請求項 1 をさらに限定した請求項 5 に訂正。具体的には、酸素化工程後にガス置換を行わないという特定事項を追加することで、進歩性を強調。
- **高裁の判断**：訂正された請求項 5 については、技術的特徴が明確にされたため、進歩性が認められると判断。

結論

- **請求項 1**：無効審判および地裁、高裁において、進歩性が認められず無効。
- **請求項 5**：訂正請求により、進歩性が認められ有効。

特許技術が当業者にとって容易に想到できないものであるかどうか、特許の有効性を左右する重要な要素となります。本件では、特許権者が訂正請求により技術的特徴を強調することで、進歩性を認められました。

4o

本件では、特許権者が訂正請求により技術的特徴を強調することで、進歩性を認められました。をくわしく。

ChatGPT

訂正請求による進歩性の強調：詳細

背景

本件では、特許権者が特許無効審判の過程で訂正請求を行い、特定の技術的特徴を追加することで、特許の進歩性を認めさせました。この訂正により、特許請求項1が無効とされた一方、訂正後の請求項5が有効とされました。

訂正請求の内容

特許権者は無効審判において、特許請求項1を訂正し、特定の技術的特徴を追加することで、進歩性を強調しました。具体的には以下の通りです。

1. 訂正前の請求項1の主な工程

- ローストビーフをスライスする工程。
- 還元型ミオグロビンをオキシミオグロビンに酸素化する工程。
- ガスバリア性を有する包材に密封する工程。
- 密封状態で酸素濃度が特定の条件を満たす工程。

2. 訂正後の請求項5の追加内容

- 特定の工程を追加し、技術的特徴を強調するために、以下の事項を追加：
 - 「酸素化する工程の後、炭酸ガスおよび/または窒素ガスによるガス置換を行わない」という除外事項を明示。
- これにより、従来技術では考慮されていない新しい技術的特徴を強調。

訂正請求の理由と効果

1. ガス置換を行わないことの技術的特徴

- 従来技術（引用文献）では、炭酸ガスや窒素ガスによるガス置換が一般的な手法として記載されている。
- 特許権者は、ガス置換を行わないという特定の技術的特徴を追加することで、従来技術との差異を明確化。

2. 特許庁および裁判所の判断

- 特許庁および裁判所は、ガス置換を行わないという工程が技術的意義を有するものと認定。
- この訂正により、請求項5は進歩性を有すると判断され、有効とされた。

具体的な判断内容

1. 特許庁の判断

- 訂正された請求項5の技術的特徴（ガス置換を行わないこと）が従来技術に見られない点を評価。
- これにより、請求項5の進歩性を認めた。

2. 地裁および高裁の判断

- 訂正後の請求項5において、特許庁の判断を支持し、進歩性があると判断。
- 特許請求項1が無効とされた一方、請求項5は有効と認定。

訂正による進歩性の認定の意義

この事例では、特許権者が訂正請求を行い、特許技術の技術的特徴を強調することで進歩性を認められました。以下の点が重要です：

- **技術的特徴の強調**：特許請求項の訂正により、従来技術との差異を明確にし、技術的特徴を強調することができました。
- **進歩性の認定**：技術的特徴を明確化することで、特許の進歩性が認められ、特許の有効性を

維持できました。

このように、訂正請求は特許無効審判において特許の進歩性を強調し、特許の有効性を維持するための重要な手段となります。

40

特許の有効性：特許を維持するための除くクレームの有効性。をくわしく

ChatGPT

除くクレームによる特許の有効性維持：詳細

除くクレームとは？

除くクレーム（エクスクルードクレーム）は、特許請求の範囲から特定の要素や工程を除外することで、特許の有効性を維持しやすくする手法です。これにより、特許が無効とされるリスクを減少させることができます。

本件における除くクレームの使用

本件では、特許権者が無効審判に対抗するために除くクレームを用いました。これにより、特許請求項1が無効とされる一方、訂正後の請求項5は有効と認定されました。

除くクレームの具体例

1. 訂正前の請求項1の構成

- ローストビーフをスライスする工程。
- 還元型ミオグロビンをオキシミオグロビンに酸素化する工程。
- ガスバリア性を有する包材に密封する工程。
- 密封状態で酸素濃度が特定の条件を満たす工程。

2. 訂正後の請求項5の構成

- スライスされたローストビーフを、炭酸ガスおよび/または窒素ガスによるガス置換を行わずに密封することを明示。

除くクレームの効果

1. 進歩性の強調

- 除くクレームにより、従来技術との差異を明確にし、進歩性を強調します。
- 具体的には、従来技術で一般的に行われていた「ガス置換工程」を除外することで、特許技術の新規性と進歩性を際立たせました。

2. 無効審判での防御

- 無効審判において、引用文献や従来技術と異なる技術的特徴を示すことで、特許の有効性を維持。
- 特許請求項の構成要素を限定し、特許の範囲を狭めることで、無効理由を減少させます。

特許庁および裁判所の判断

- **特許庁**：訂正請求により除くクレームを追加した結果、特許請求項5の進歩性が認められました。特許庁は、訂正後のクレームが従来技術に見られない技術的特徴を有していると判断しました。
- **地裁および高裁**：特許庁の判断を支持し、訂正後の請求項5が特許要件を満たすと認定しました。

除くクレームの有効性に関する総括

除くクレームを用いることで、特許権者は以下の利点を得ることができます：

1. 無効理由の回避

- 引用文献や従来技術との重複を避けることで、特許の無効リスクを減少させる。
- 特許請求項の範囲を限定し、特許の範囲を狭めることで、特許の有効性を維持します。

2. 技術的特徴の強調

- 特定の工程や要素を除外することで、技術的特徴を強調し、進歩性を際立たせる。
- これにより、特許の新規性や進歩性が明確にされ、特許の強度が増します。

3. 戦略的な特許保護

- 特許権者は、除くクレームを用いて特許の範囲を調整し、無効審判や侵害訴訟に対する防御を強化できます。

まとめ

本件において、特許権者は除くクレームを用いることで特許の有効性を維持しました。これにより、特許請求項1が無効とされた一方、訂正後の請求項5が有効と認定されました。この手法は、特許を維持するための重要な戦略の一つであり、特許の強度を高め、無効リスクを低減する有効な手段です。

4o

企業の研究開発：実施者が意図しない工程でも特許侵害となり得ることの重要性。をくわしく
ChatGPT

企業の研究開発における特許侵害リスク：実施者が意図しない工程でも特許侵害となり得ることの重要性

背景

企業の研究開発活動において、特許侵害のリスクを避けることは非常に重要です。特に、実施者が意図していない工程や結果が特許請求項の範囲に含まれる場合、知らず知らずのうちに特許侵害となることがあります。

本件における具体例

「ローストビーフ」事件において、特許技術が以下の特定工程を含んでいました：

1. スライス工程
2. 酸素化工程
3. 密封工程
4. 酸素濃度管理

被告製品がこれらの工程を意図的に実施していなかったとしても、最終的な製品がこれらの工程を満たしている場合、特許侵害が成立します。

実施者が意図しない工程でも特許侵害となる理由

1. 自然発生的な工程の充足

- 特許請求項の工程が自然発生的に充足される場合、意図的な実施でなくても特許侵害が成立します。
- 例えば、酸素化工程では、スライスされたローストビーフが空気に触れるだけでオキシミオグロビンに変化します。これが自然発生的に起こるため、意図せずしてこの工程を充足することになります。

2. 製品の最終状態による充足

- 製品の最終状態が特許請求項の条件を満たす場合も特許侵害となります。
- 例えば、密封工程後の酸素濃度が特許請求項で定められた条件を満たしている場合、意図的でなくても特許侵害とされます。

重要性と企業への影響

1. 特許調査の重要性

- 企業は研究開発の初期段階から特許調査を行い、開発する技術が既存の特許に抵触しないかを確認することが重要です。
- 特許調査を怠ると、後になって特許侵害が発覚し、製品の販売停止や損害賠償を求められるリスクがあります。

2. 製品開発の注意点

- 製品開発の過程で、意図しない工程が特許請求項に含まれていないかを慎重に検討する必要があります。
- 特に、自然発生的に充足される工程や、製品の最終状態が特許請求項を満たすかどうかを確認することが重要です。

3. 特許管理の徹底

- 企業は、特許管理を徹底し、自社の特許ポートフォリオを常に最新の状態に保つことが求められます。
- 他社特許の動向を監視し、必要に応じて特許出願や訂正請求を行うことで、特許侵害のリスクを軽減できます。

実施者が意図しない工程での侵害防止策

1. 製品設計の段階での特許検討

- 製品設計の初期段階で、特許請求項の範囲に含まれないような設計変更を検討します。
- 特許請求項の条件を満たさないための具体的な対策を設計に組み込むことが重要です。

2. 継続的な特許教育

- 研究開発部門の従業員に対して、特許に関する教育を継続的に実施します。
- 特許侵害リスクを認識し、日常的に特許調査や確認を行う習慣を身につけさせることが重要です。

3. 特許専門家の活用

- 特許専門家（弁理士や特許事務所）を活用し、特許調査や特許戦略の策定を支援してもらいます。
- 専門家のアドバイスを受けることで、特許侵害リスクを早期に発見し、適切な対策を講じることができます。

結論

企業の研究開発において、実施者が意図しない工程でも特許侵害となり得ることを認識することは非常に重要です。特許調査の徹底、製品設計段階での特許検討、継続的な特許教育、特許専門家の活用などを通じて、特許侵害リスクを軽減し、企業の競争力を維持することが求められます。

損害賠償：市場競合品や営業努力の影響を考慮した損害賠償額の決定。をくわしく

ChatGPT

損害賠償の詳細：市場競合品や営業努力の影響を考慮した損害賠償額の決定

損害賠償の基本概念

損害賠償とは、特許侵害によって特許権者が被った損害を金銭的に補償することです。特許法では、特許権者が受けた損害額を算定するための基準が定められています。日本の特許法第 102 条では、特許権者が請求できる損害額について具体的な規定があります。

日本の特許法第 102 条

1. **第 1 項**：特許権者が失った利益額を基に損害額を算定。
2. **第 2 項**：特許侵害によって侵害者が得た利益額を損害額として推定。
3. **第 3 項**：ライセンス料相当額を損害額として請求できる。

本件では、第 102 条第 2 項に基づき、特許権者が損害賠償額を算定しました。

損害賠償額の算定方法

1. **被告製品の単価**
 - 被告製品が市場で販売されている価格の 70%を単価として設定。
2. **販売個数**
 - 被告製品の販売個数を基に損害額を計算。
3. **利益率**
 - 利益率は 45%と設定。

本件における損害賠償額の算定

- **特許権者の主張**：被告製品の単価、販売個数、利益率を基に、損害賠償額を 5 億 1300 万円と算定。
- **裁判所の判断**：この算定額を検討し、以下の要素を考慮して減額。

減額の要素

1. **市場競合品の存在**
 - 侵害期間中、複数のメーカーから同様のローストビーフ製品が販売されていた。
 - 競合品の存在により、特許権者の損害がすべて被告製品によるものではないことが考慮された。
2. **被告の営業努力**
 - 被告滝沢ハムは、長年にわたりイトーヨーカ堂との取引関係を構築し、独自のオリジナル商品を開発・販売。
 - この営業努力とブランド力が被告製品の売上に寄与していることが考慮された。
 - 裁判所は、この点を考慮し、被告の利益額のうち特許侵害に直接関連する部分のみを損害賠償額として認定。
3. **特許技術の寄与度**
 - 本件特許の技術的効果（ミオグロビンの割合による赤色の保持）が被告製品の売上にどの程度寄与したかが問題となった。
 - 特許技術の寄与度が限定的であると判断され、損害賠償額が減額された。

裁判所の最終判断

- **最終的な損害賠償額**：裁判所は 5 億 1300 万円の請求額を 3380 万円に減額。
- **減額理由**：

- 被告の利益の全額を賠償とせず、そのうちの 20%を認めた。
- 特許権者の提出した単価、販売個数、利益率を基に算定された損害額が 1.5 億円とされ、その 20%が損害賠償として認定された。

裁判所が考慮した要素

1. 市場競合品の存在

- 同様の製品が他社からも販売されているため、特許権者の損害が被告製品の販売によるものと断定できない部分がある。

2. 被告の営業努力とブランド力

- 被告の営業努力、ブランド力、広告宣伝活動が売上に寄与していることが考慮され、特許技術のみが売上の要因ではないと判断。

3. 特許技術の効果の限定性

- 特許技術が製品の品質や売上に与える影響が限定的であると評価され、損害額の算定に反映された。

結論

企業の特許侵害に対する損害賠償額の算定には、市場競合品の存在、被告の営業努力、特許技術の寄与度といった要素が重要な役割を果たします。これらの要素を総合的に評価することで、裁判所は公正な損害賠償額を決定します。企業はこれらの点を考慮し、自社の特許戦略やリスク管理に反映させることが重要です。